平成２８年（フ）第４３号
山口県下関市東大和町１丁目３番１―806号
エバーライフグランポート下関駅南壱番館
債務者　本間　成樹
1　決定年月日時　平成28年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
高知県四万十市蕨岡乙405番地
債務者　𠮷原　　愛
1　決定年月日時　平成28年５月16日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第９４号
大分市大字光吉1784番地の48
債務者　湯浅　赳仁
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１２号
大分県別府市大字別府5129番地
債務者　大野　直紀
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４９号
北海道苫小牧市三光町２丁目19番13号　小村方
債務者　白川　雅美
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第８号
岩手県遠野市早瀬町２丁目４番22号
債務者　熊谷　サチ
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第９号
岩手県遠野市早瀬町２丁目４番22号
債務者　熊谷　浩美
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第２０４号
仙台市太白区袋原１丁目18番38号　ＫＡＴ－ＵＮ２－202
債務者　佐藤　敏郎
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２３９号
仙台市若林区若林４丁目６番41号　レオパレス若林第５－202、従前の住所仙台市若林区沖野２丁目10番28号
債務者　瀬野尾佳丈
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４０号
茨城県日立市石名坂町２丁目40番24号
債務者　菊池絵理子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第４３号
茨城県日立市滑川町１丁目８番７－201号
債務者　吉田枝美子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第４５号
茨城県日立市十王町伊師本郷3920番地１（Ａ）
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１９号
石川県七尾市中島町笠師ヘ甲部89番地
債務者　辻口　涼香
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第６６号
滋賀県東近江市沖野１丁目４番13号　ハイツ・レタス壱番館１Ａ号室、前住所滋賀県東近江市ひばり丘町３番31号
債務者　久保真利子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第３２５号
兵庫県三田市西山２丁目23番13―402号
債務者　堀江真由美
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０４号
兵庫県西宮市大社町３番24―101号、前住所兵庫県西宮市若松町４番32―601号
債務者　辰巳　一郎
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２９号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目７番20号　ジュネス武庫之荘Ⅰ　303号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目16番19―101号
債務者　西尾　美香
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係